

第1 監査の対象 子ども青少年部（子ども青少年育成課，子ども家庭課，保育課，子育て給付課，子ども健康課），公益財団法人藤沢市みらい創造財団，土木部（土木計画課，道路管理課，道路整備課，下水道業務課，下水道整備課，下水道施設課及び土木維持課）及び議会事務局（議会事務局総務課，議会事務局議事課）に係る平成26年度（2014年11月末日現在）所管業務

第2 監査の実施日 2015年3月25日（水）

第3 監査を実施した委員

監査委員 青 柳 義 朗

同 中 川 隆

同 塚 本 昌 紀

同 渡 辺 光 雄

なお，本監査のうち議会事務局総務課の政務活動費に係る部分の監査に当たっては，塚本昌紀監査委員及び渡辺光雄監査委員は地方自治法第199条の2の規定により除斥することとし，当該部分の監査は青柳義朗監査委員及び中川隆監査委員により実施した。

第4 監査の結果

1 子ども青少年育成課

(1) 委託料の執行は適正か

11月末日現在における委託料の執行状況は，放課後児童健全育成事業業務ほか26件で，契約金額671,943,606円，支出済額466,772,522円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，17件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，仕様書，基本協定書，支出命令等を調査した結果は，次のとおりである。

ア 条例で定める指定管理者の業務の範囲に該当しない業務を指定管理者の業務として実施しているものがあったので，今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

イ 再委託の手続がとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

11月末日現在におけるこの課が管理する施設は，藤沢青少年会館ほか26施設となっている。

これら施設の維持管理について，公有財産台帳（副本）等の調査及び現地調査をした結果

は次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、整備状況は適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

2月18日及び19日に23箇所を抽出して対象施設を現地調査した結果、行政財産の目的外使用に係る手続がなされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

1 1月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、東日本電信電話株式会社ほか19件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 施設の借用について

1 1月末日現在におけるこの課が賃貸借契約手続及び賃借料の支払を担当する施設の借用状況は、少年の森ほか4件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、契約手続及び支出済額は適正なものとして認められた。

2 子ども家庭課

(1) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市ファミリー・サポート・センター事業業務ほか4件で、契約金額17,481,625円（単価契約分を除く。）、支出済額68,394,753円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

(2) 消耗品費の執行は適正か

1 1月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、39件526,320円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月16日に子ども家庭課において現地調査を行い、13件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものとして認められた。

3 保育課

(1) 保育所運営費等自己負担金の収入は適正か

ア 保育所運営費自己負担金の収入は適正か

(ア) 賦課について

これが「藤沢市保育に関する条例施行規則」に基づき適正に賦課されているかどうかについて、65件を抽出して保育所入園（継続）届出書（兼台帳）、保育所入所及び保育費決定調書、租税資料等を調査した結果、適正に賦課されているものと認められた。

(イ) 収入事務について

1 1月末日現在における収入状況は、調定額 1,047,066,410円、収入済額 971,088,140円、収入未済額 75,978,270円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、調定書、収納金通知書、納付済通知書等を調査した結果、収入は適正なものと認められた。

なお、負担公平の原則から収入未済額の縮減に向け、今後も一層の努力をされたい。

イ 特別延長保育自己負担金の収入は適正か

(ア) 賦課について

これが「藤沢市保育に関する条例施行規則」に基づき適正に賦課されているかどうかについて、15件を抽出して特別延長保育申請書、同決定通知書兼特別延長保育加算費用決定通知書（写）等を調査した結果、適正に賦課されているものと認められた。

(イ) 収入事務について

1 1月末日現在における収入状況は、調定額 12,492,000円、収入済額 11,390,500円、収入未済額 1,101,500円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、調定書、収納金通知書、納付済通知書等を調査した結果、収入は適正なものと認められた。

なお、負担公平の原則から収入未済額の縮減に向け、今後も一層の努力をされたい。

ウ 一時保育自己負担金の収入は適正か

1 1月末日現在における収入状況は、調定額及び収入済額ともに 14,826,000円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、35件を抽出して保育状況記録簿、調定書、収納金通知書、納付書等を調査した結果、一時預かり保育の決定に係る決裁の手續に不備があるものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、平成26年度保育所運営等業務ほか 23件で、契約金額 1,091,040,115円（単価契約分を除く。）、支出済額 2,735,093,319円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、14件を抽

出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支払方法に検討を要するものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 補助金の執行は適正か

1 1月末日現在における補助金の執行状況は，幼稚園等就園奨励費補助金ほか 18件で，交付決定額 1,973,597,767円，支出済額 1,076,270,620円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，3件を抽出して補助金交付申請書，同決定通知書（写），支出命令等を調査した結果，補助金の交付が遅延しているものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

1 1月末日現在におけるこの課が管理する施設は，藤沢保育園ほか 15施設となっている。

これらの維持管理状況について，公有財産台帳（副本）等の調査及び現地調査をした結果は次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況等

公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうか等について調査した結果，適切に管理されているものと認められた。

(イ) 現地調査

2月17日に 8施設を抽出して現地調査をした結果，適切に管理されているものと認められた。今後も建物等の老朽化に対応した計画的な整備を検討されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

1 1月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は，東日本電信電話(株)神奈川支店ほか 16件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果，審査が十分でないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(5) 消耗品費の執行は適正か

1 1月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は，24件 469,108円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，全件の支出命令，請求書等を調査するとともに，2月24日に保育課及び藤が岡保育園において現地調査を行い，5件について現物確認をした結果，実施した手続（市役所内部の調査に限定しており，支払先への調査は行っていない。）の範囲内において，支出済額は適正なものと認められた。

4 子育て給付課

(1) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市給付金支給業務ほか5件で、契約金額18,427,469円（単価契約分を除く。）、支出済額14,357,872円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 消耗品費の執行は適正か

1 1月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、43件926,516円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月16日に子育て給付課において現地調査を行い、15件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

5 子ども健康課

(1) 補助金の執行は適正か

1 1月末日現在における補助金の執行状況は、藤沢市妊婦健康診査助成金ほか1件で、交付決定額51,914,310円、支出済額40,981,903円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、8月分及び9月分を抽出して、補助金交付申請書、同決定通知書（写）、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、乳児健康診査業務ほか47件で、契約はすべて単価契約となっており、支出済額は401,847,335円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、5件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(3) 消耗品費の執行は適正か

1 1月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、56件1,455,253円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月26日に子ども健康課において現地調査を行い、18件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

6 公益財団法人藤沢市みらい創造財団

(1) 青少年施設に係る指定管理者の業務について

1 1月末日現在におけるこの法人が市からの指定（指定期間2013年4月1日から2018年3月31日までの5年間）を受けて実施している青少年施設に係る管理業務は、藤沢市青少年会館管理運営業務ほか3件で、平成26年度の管理運営業務に要する経費の額は302,847,000円となっている。

これらが「藤沢市青少年会館条例」, 「藤沢市地域子供の家条例」, 「藤沢市立児童館条例」, 「藤沢市少年の森条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、基本協定書、年度協定書、仕様書、収支計算書、業務報告書等を調査した結果、支払方法に検討を要するものなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

また、2月18日及び19日に指定管理の対象施設を現地調査した結果、施設は適切に管理されているものと認められた。

7 土木計画課

(1) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、湘南台駅地下公共施設保守管理等業務ほか5件で、契約金額31,059,936円（単価契約分を除き、他課と一括契約によるものについてはその負担額とした。）、支出済額31,655,166円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、仕様書の整備が必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

1 1月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、39件566,408円となっている。

これらが、「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、1月26日に土木計画課において現地調査を行い、29件の現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なもの認められた。

8 道路管理課

(1) 道路占用許可に伴う占用料の徴収は適正か

1 1月末日現在における占用料の執行状況は、調定額 270,039,686円、収入済額 269,084,236円、収入未済額 955,450円となっている。

これらが「藤沢市道路占用料徴収条例」、「藤沢市道路占用規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、4月分を抽出して、道路占用許可申請書、道路占用許可書（案）、占用料復旧監督費計算書、調定決裁書等を調査した結果、更新の占用許可で所定の手続を経ず減免決定がされているなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

1 1月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、63件 929,602円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月12日に道路管理課において現地調査を行い、21件について現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

9 道路整備課

(1) 補償費の執行は適正か

1 1月末日現在における補償費の執行状況は、4件で契約金額 16,538,400円、支出済額 14,038,400円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、物件移転補償契約書、補償額算定書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 消耗品費の執行は適正か

1 1月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、27件 497,373円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月6日に道路整備課において現地調査を行い、15件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

10 下水道業務課

(1) 下水道受益者負担金の収入は適正か

下水道受益者負担金は、都市計画事業として施行する公共下水道に係る事業に要する費用の一部を当該事業により利益を受ける者に対し、その所有地の面積等に応じて負担を求めるもので、11月末日現在における賦課徴収状況は、調定額 13,121,788円、収入済額 10,096,937円、収入未済額 3,024,851円となっている。

これらが「藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」、 「藤沢市財務規則」等に基づき適正に賦課徴収されているかどうかについて、下水道事業受益者申告書、下水道事業受益者負担金決定通知書(控)、下水道事業受益者負担金徴収猶予・減免申請書、賦課更正決裁書、予算差引簿等を調査した結果、賦課手続の事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 下水道受益者分担金の収入は適正か

下水道受益者分担金は、市街化調整区域内における公共下水道の整備事業に関し、その費用に充てるため、当該事業により利益を受ける者から、その所有する受益地（建築物の敷地）の面積等に応じて徴収するもので、11月末日現在における賦課徴収状況は、調定額 14,862,512円、収入済額 7,603,604円、収入未済額 7,258,908円となっている。

これらが「藤沢市公共下水道事業受益者分担金徴収条例」、 「藤沢市財務規則」等に基づき適正に賦課徴収されているかどうかについて、公共下水道事業受益者届、公共下水道事業受益者分担金決定通知書(控)、公共下水道事業受益者分担金減免申請書、賦課更正決裁書、予算差引簿等を調査した結果、賦課手続の事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

また、2月23日に下水道業務課において下水道受益者負担金及び下水道受益者分担金に係る窓口用小口現金を実査した結果、現金残高は保管現金報告書と一致し、適切に管理されているものと認められた。

なお、負担公平の原則から下水道受益者分担金の収入未済額の縮減に向け、今後も一層の努力をされたい。

(3) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、26件 536,888円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月23日に下水道業務課において現地調査を行い、16件の現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

11 下水道整備課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

12 下水道施設課

(1) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

1 1月末日現在におけるこの課が管理する施設は、辻堂浄化センター、大清水浄化センター及び浜見山ポンプ場ほか 14ポンプ場となっている。

これらが「藤沢市下水道事業の財務の特例を定める規則」等に基づき適切に管理されているかどうかについて、固定資産台帳、附属図面等の調査を行い、2月13日、16日及び17日に現地調査した結果、行政財産の目的外使用に係る手続きがとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

1 1月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、辻堂浄化センターの藤沢市職員福利厚生会ほか 42件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 施設の敷地の借用について

1 1月末日現在における施設敷地の借用の状況は、辻堂浄化センター敷地ほか 6件で、土地 92,592.64㎡、橋りょう 89.55㎡等となっており、使用料は、江の島東ポンプ場用地の 81,648円を除き、いずれも無償又は免除となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき、適切に執行されているかどうかについて、土地使用貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

13 土木維持課

(1) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、湘南台駅地下公共施設保守管理等業務ほか 41件で、契約金額 549,560,126円（単価契約分を除き、他課と一括契約によるものについてはその負担額とした。）、支出済額 262,024,602円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、11件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、再委託の手続きがとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 補修用資材の管理は適切か

市道や下水道等の維持補修用資材を保管するため、大清水浄化センター内及び石川に資材置場が設置されており、補修等に必要な物品（原材料及び消耗品）が、職員立会いのもと、随時入出庫されている。

これら資材置場における物品の入出庫及び保管が「藤沢市物品会計規則」等に基づき、適切に管理されているかどうかについて、工事用資材交付請求書、原材料受払簿及び消耗品受払簿の4月分及び7月分を抽出して調査するとともに、2月26日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

(3) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、114件 3,878,668円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、3月3日に土木維持課において現地調査を行い、31件について現物確認をした結果、納品書が保管されていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

14 議会事務局総務課

(1) 政務活動費の事務手続は適正か

政務活動費は、地方自治法の規定により制定された条例に基づき、議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付するもので、議会における会派に対し、各月1日における所属議員数に月額80,000円を乗じた額を交付するものである。

ア 政務活動費の交付申請手続は適正か

平成26年度における政務活動費の交付申請等の状況は、日本共産党藤沢市議会議員団ほか10会派で、申請金額33,600,000円となっている。

これらの事務手続が「藤沢市議会政務活動費交付条例」、「同施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、会派結成届、政務活動費交付申請書、政務活動費交付決定通知書等を調査した結果、適正なものと認められた。

なお、11月末日現在における平成26年度の当該事業に係る会派届の提出及び交付申請から交付決定までの事務手続は、適正に執行されているものと認められた。

イ 収支報告は適正か

平成25年度に交付された政務活動費の報告は、日本共産党藤沢市議会議員団ほか11会派が行い、決算額33,703,011円、返還額279,827円となっている。

これらの事務手続が「藤沢市議会政務活動費交付条例」、「同施行規則」等に基づき適正

に執行されているかどうかについて、政務活動費収支報告書、領収証、支出簿等を調査した結果、内容の確認が十分でないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

1 1月末日現在における消耗品費の執行状況（共通物品に係るものを除く。）は、18件 158,877円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月10日に議会事務局総務課において現地調査を行い、10件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

15 議会事務局議事課

(1) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市議会中継配信運用業務ほか4件で、契約金額 7,668,384円（単価契約分を除く。）、支出済額 3,966,059円となっている。

これらが藤沢市契約規則等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、仕様書の整備が必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。